第七十六条第一項第二号中「九十分の百」の下に「（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加え、同項第三号中「九十分の百」の下に「（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加える。

第八十二条中「（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）」を削る。

第八十三条第一項中「第五十条」を「第五十条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　過去に法第五十条第二項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「八十分の百」とあるのは、「法第五十条第二項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては八十分の百」とする。

第八十三条の二（見出しを含む。）中「第二十二条の二第二項第二号」を「第二十二条の二第二項」に改める。

第八十三条の二の次に次の二条を加える。

（令第二十二条の二の二第六項の収入の額の算定）

**第八十三条の二の二**　令第二十二条の二の二第六項に規定する収入の額は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る居宅サービス等のあった月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第九十七条の二において同じ。）の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額を合算した額とする。

（令第二十二条の二の二第六項の規定の適用の申請）

**第八十三条の二の三**　令第二十二条の二の二第六項の規定の適用を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一　氏名及び生年月日

二　令第二十二条の二の二第六項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三　被保険者証の番号

第八十三条の三（見出しを含む。）中「第二十二条の二第八項」を「第二十二条の二の二第十項」に改める。

第八十三条の四第一項第二号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二の二第一項」に、「第二十二条の二第二項第二号」を「第二十二条の二第二項第二号」に改め、同条第三項中「第二十二条の二第五項、第六項又は第七項」を「第二十二条の二の二第七項、第八項又は第九項」に改める。

第八十三条の四の二第二号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に改める。

第八十三条の五第一号中「すべて」を「全て」に改め、「世帯員」の下に「並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）」を加え、「六月まで」を「七月まで」に改め、「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、「者を除く。）」の下に「であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、一千万円）以下であるもの。」を加え、同条第四号中「構成員の数」の下に「（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）」を加え、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、「同じ。）」の下に「並びにその者の配偶者」を加え、「六月まで」を「七月まで」に改め、「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、「九十分の十」の下に「（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の二十）」を加え、同号ロからニまでの規定中「すべて」を「全て」に改め、「世帯員」の下に「並びにその者の配偶者」を加える。

第八十三条の六第二項中「証する書類」の下に「並びに前条第一号又は第四号ロに掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書」を加え、同条第四項中「様式第一号の二」を「様式第一号の二の二」に改め、同条第十項中「被保険者証」の下に「及び負担割合証」を加える。

第八十三条の九第一号中「（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）」を削り、「同項」を「法第五十三条第一項」に改める。

第八十四条第一号中「介護予防通所介護及び」を削り、同号ハ中「介護予防通所介護又は」を削る。

第八十五条の四の次に次の一条を加える。

（法第五十四条の三第二項の厚生労働省令で定める者）

**第八十五条の四の二**　法第五十四条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、住所地特例適用居宅要支援被保険者とする。

第八十五条の五中「、介護予防訪問介護」及び「、介護予防通所介護」を削る。

第九十二条中「九十分の百」の下に「（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加える。

第九十五条第二号中「九十分の百」の下に「（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加え、同条第三号中「九十分の百」の下に「（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加える。

第九十七条第一項中「第六十条」を「第六十条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　過去に法第六十条第二項の規定の適用を受けた要支援被保険者について第九十二条並びに第九十五条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「八十分の百」とあるのは、「法第六十条第二項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては八十分の百」とする。

第九十七条の二の二を第九十七条の二の四とする。

第九十七条の二第一項第二号中「第二十二条の二第二項第四号」を「第二十二条の二の二第二項第四号」に改め、同条第三項中「第二十九条の二第五項から第七項まで」を「第二十九条の二の二第七項から第九項まで」に改め、同条を第九十七条の二の三とし、第九十七条の次に次の二条を加える。